

# 西和賀町の介護保険料が変わりました

65 歳以上の人の介護保険料は、町の介護サービスや介護予防事業に必要な費用と負担する割合で決まります。必要な費用の増加や 65 歳以上の人の負担する割合が法改正により 22%から 23%に変更されたことから、第 7 期介護保険事業計画では介護保険料を見直しました。

## 基準額の決まり方

町の介護事業  
に必要な費用

65 歳以上の人の  
負担分 (23%)

町内に住む  
65 歳以上の人数

平成 30 年度から 3 年間  
(第 7 期介護保険事業計画期間)

保険料の基準額 年額 97,200  
(月額 8,100 円)

この基準額をもとに、所得に応じた負担になるよう 10 段階の保険料に分かれます。これまでの基準額と比べ、保険料が年額 24,000 円上がりました。介護保険は「支え合い」で成り立っています。制度へのご理解・ご協力をお願いします。

## 各段階の保険料

課税区分	所得段階	対象となる人	保険料率	保険料 (年額)
本人が住民税非課税	非課税世帯	1 次には当てはまる人 ・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.45 <sup>※</sup>	43,800 円
		2 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	0.75	72,900 円
		3 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超	0.75	72,900 円
	課税世帯	4 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.90	87,500 円
		5 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超	1.00	97,200 円
本人が住民税課税	6 前年の合計所得金額が 120 万円未満	1.20	116,700 円	
	7 前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満	1.30	126,400 円	
	8 前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	1.50	145,800 円	
	9 前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満	1.70	165,300 円	
	10 前年の合計所得金額が 400 万円以上	1.75	170,100 円	

※ 保険料率「0.50」に、公的軽減が適用されるもの

問い合わせ先：  
健康福祉課（沢内庁舎）  
☎ 0197-85-3412